

## 公共施設における低圧電力の供給に関する契約書（案）

藤沢市（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「供給者」という。）は、藤沢市の公共施設（8施設）で使用する電力の供給について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 供給者は、「公共施設における低圧電力の供給仕様書」「見積実施要領」「質問回答書」及び供給者が定める電気需給約款等（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。また、この契約は仕様書等に掲げる対象建築物を使用するために発注者が必要とする電力を安定的に需給場所に供給し、発注者は、供給者にその対価を支払うものとする。

（契約期間及び小売供給期間）

第2条 契約期間及び小売供給期間は2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、次のとおりとする（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

従量電灯B相当の施設

項目		単価	備考
基本料金	10A	円 銭/契約	
	15A	円 銭/契約	
	20A	円 銭/契約	
	30A	円 銭/契約	
電力量料金	第1段階	円 銭/kWh	120kWh まで
	第2段階	円 銭/kWh	120kWh 超 300kWh まで
	第3段階	円 銭/kWh	300kWh 超

（契約保証金）

第4条 発注者は、藤沢市契約規則（昭和37年規則第46号）第28条第2項第2号の規定に基づき、供給者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（使用電力量の増減）

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力等）

第6条 各月の契約容量又は契約電力（以下「契約電力等」）は仕様書のとおりとする。

2 契約電力等の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。

（計量）

第7条 供給者は、発注者の使用電力量を毎月1回計量器データにより計算し、第10条に規定する方法により、発注者に通知しなければならない。

(電気料金の算定期間)

第8条 電気使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量日の前日までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

なお、供給者は、第7条に定めた計量終了後、当該月における契約電力等に応じた第3条に定める契約金額(基本料金)に、当該月における使用電力量に第3条に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じて得た金額を加算した額に、消費税及び地方消費税相当額を付加した燃料費調整額、「再生可能エネルギー電気の利用と促進に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)に基づく賦課金を加えた金額(当該金額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。)を、一月毎に発注者に請求する。なお、本契約が対象となる補助事業及び措置等があった場合には電気料金にそれを適用したうえで請求することとする。

(電気料金の支払い及び遅延利息)

第9条 発注者は供給者から適法な請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に供給者が指定する口座に該当する電気料金を、振込みにより支払わなければならない。

なお、振込手数料については、発注者にて負担するものとする。

2 発注者は、前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額から、次の各号の金額を差し引いた金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した金額を供給者に支払うものとする。ただし、供給者が電気需要約款等において別に定めがある場合は、この限りではない。

なお、算定された金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 電気事業者による再エネ特措法に基づく賦課金

(2) 電気事業者による再エネ特措法に基づく賦課金に係る消費税及び地方消費税額

(電気使用量のお知らせの発行、送付)

第10条 供給者は、一月の電気使用量のお知らせを、別紙仕様書等にて定める通知先に、一月毎に通知するものとする。

(燃料費調整額)

第11条 燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気供給約款の規定に準ずるものとする。

(消費税率の変更)

第12条 契約締結後において、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等により、消費税等額に変動が生じた場合の第3条に定める契約金額は、変動後の消費税率を用いた額とする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 供給者はこの契約により生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者の書面

による承諾を得た場合は、この限りではない。

(機密の保持)

第14条 発注者及び供給者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者及び供給者の業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

なお、この場合において供給者に損害が生じても発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 履行期限内又は完了期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないにもかかわらず、業務に着手すべき時期を過ぎても、業務に着手しないとき。

(3) 契約不履行のおそれがあると認められるとき。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号。）に基づく電気事業者としての許可を取り消されたとき、又は業務の履行において、必要な許可、免許、登録、認定又は各種の資格が取り消されたとき、又は必要な基準に満たなくなったとき。

(5) この契約の規定に違反したとき。

2 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

この場合において、契約の解除により供給者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 供給者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 業務の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、供給者が業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。）第148条の規定による勧告又は命令に従わなかったとき。

- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき。
- (8) 業務の履行において、必要な許可、免許、登録、認定又は各種の資格が取消され又は抹消されたとき、又は必要な基準に満たなくなったとき。
- (9) 役員等（供給者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給者が法人である場合にはその法人の役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (10) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (11) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (12) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (13) 第9号から第12号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。
- (14) 第9号から第12号に規定する行為を行う者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前項に該当する場合を除く。）に、発注者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従わなかったとき。

（供給者の解除権）

第16条 供給者は、発注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責を負わないものとする。

- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

（談合その他不正行為に対する賠償金の徴収）

第17条 発注者は、供給者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額（予定供給電力料金総額）の10分の2に相当する額を徴収するものとする。ただし、発注者が賠償金を請求することが適当でないとする場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)(以下「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき（当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、そ

の訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)

(2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。

(3) 供給者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（違約金）

第18条 供給者の責めに帰すべき事由により、本契約が解除された場合は、供給者は当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第3条で定める契約金額（電料料金単価）に乗じて得た額に、それぞれ第8条に定める基本料金を加算した額の110分の100に相当する額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（一般的損害）

第19条 この契約に伴い相手若しくは一般送配電事業者及び第三者に対し損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。

2 発注者の電力需要量に対する増減による損害は、発注者は損害賠償義務を負わないものとする。

（供給の保証に係る費用の負担）

第20条 供給者が一般送配電事業者と締結する発電量調整供給契約により電力の供給を行う場合、当該発電量調整供給契約によって生じる料金その他金銭債務（発注者に起因し、生じた債務を除く。）は、供給者が負担する。

（契約が履行されなかった場合における損害の負担）

第21条 供給者の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより発注者に損害が生じたときは、供給者はその損害を負担しなければならない。

2 前項に定める損害の範囲は、発注者及び供給者が協議の上、決定するものとする。

（契約の費用）

第22条 本契約に関して必要な費用は、供給者の負担とする。

（疑義の決定）

第23条 本契約に定めのない事項は、供給者の定める需給約款等によるものとし、約款に定めのないとき、又は本契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び供給者が協議の上、決定するものとする。

（裁判管轄）

第24条 本契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

以上の業務について、発注者と供給者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、

上記の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年（令和7年）4月1日

発注者	住所	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市	
	氏名	藤沢市長 鈴木 恒夫	印

供給者	住所		
	氏名		印